

4.しつけ・子どもの非行

正しいしつけは 子どもへの大切な贈り物。



- 子どもが相談したくなる親はどこが違うんだろう。
- 子どもはSOSがうまく言えない。
- 見えますか、子どものサイン。
- 万引きはゲームじゃない、犯罪だ。
- 酒・タバコぐらいは大したことではない、と思っていませんか。
- 「覚せい剤には手を出さない」と、子どもが自分で決めるために。
- 「援助交際」なんて言葉にはだまされない。
- すいぶん厳しく叱られたけど、今ではそれに感謝しています。
- 感情にまかせて叱ることとしつけとは違う。
- 特別な支援が必要な子どもがいます。
- 幸せとは手に入れるものではなく、すでにこうして生きていることかも。
- だれも一人だけでは生きられない。
- 家庭教育に関する国際比較調査について

子どもが相談したくなる親は どこが違うんだろう。



人は愛され理解されたがっている存在です。理解されないときの不満がたまるとキレることもあります。突然子どもがキレたとき、本人も親も理由がよく見えず、怒ったり苦しんだりしますが、理由はあるのです。

日ごろから相手の話をじっくり聞く、同じ目の高さで考える、深い関心を払う、といった姿勢を親が身につけることで、子どもは親に愛されている実感を得ることができます。

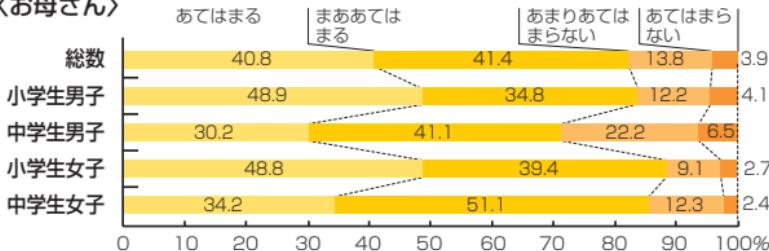
子どもは愛されていると感じるとき、安定した気持ちで問題に立ち向かうことができます。そして、不必要に攻撃的にならず、他者や問題を受け入れることができ、大きく成長できるのです。

子どもが愛されていると実感できる
コミュニケーションをする

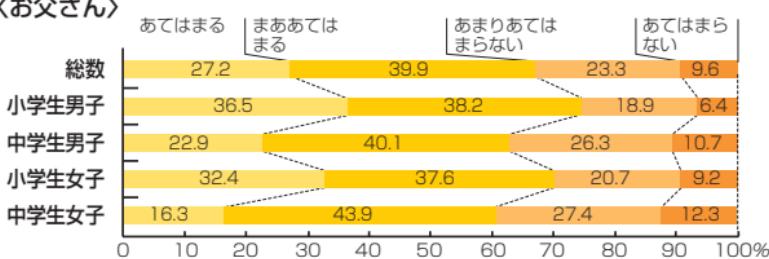


親は自分の気持ちをわかってくれている

〈お母さん〉



〈お父さん〉



資料:「低年齢少年の生活と意識に関する調査」平成19年・内閣府



子どもはSOSがうまく言えない。



いじめや不登校につながる悩みなど、子どもが心の問題を抱えたとき、それは、しばしば身体的なサインとなって現れます。

腹痛・吐き気・下痢・食欲不振・めまい・頭痛・発熱といった症状や過食・拒食・不眠といった行動などさまざまなサインがあります。サインに気づいたら、病気だと心配するだけでなく、心の問題が背景にないか考えましょう。「気のせいだ」「わがまま」「ズル休み」というような言葉で片づけず、様子をよく見、話をよく聞き、理解しようとする姿勢が大事です。

また、かかりつけの医師や学校の先生にもよく相談してみましょう。

からだ
心理的な問題による身体・行動のサインの例

身体：腹痛・吐き気・下痢・食欲不振・めまい・
動悸き・頭痛かしら・発熱かつねつ・倦怠感けんたいかん

行動：過食・拒食・不眠・ヒステリー

子どもの身体や行動に現れるサインを見逃さない



見えますか、子どものサイン。



「普通の子」の「いきなり型」非行が増えていると言われています。しかし、一見「普通の子」でも、必ずその前にサインを発しているものです。それを親が見逃したり、気にはなっていても目を背けたりしていることが多いようです。

サインに気づいたときには、夫婦でじっくり話し合い、子どもと会話を交わす糸口を見つける努力をしましょう。子どもの問題行動には目をそらさず、必要なときには、勇気を出して、家庭教育相談・教育センター・警察の少年相談窓口・児童相談所などの相談機関や学校の先生・スクールカウンセラーに相談しましょう。

非行の前にあるサインの例

心身の不調を訴える

ささい

些細なことに過度に興奮する

周囲の人に対する攻撃的になる

服装やスタイルが突然派手になる

金遣いが荒くなり、高価なものを所持する

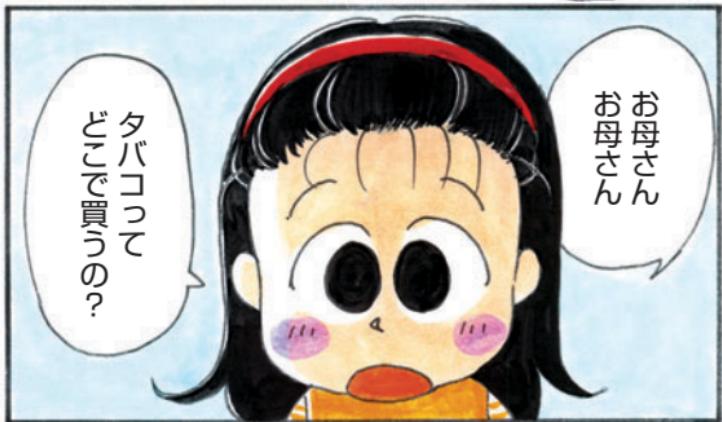
突然、成績が低下したり、登校を渋ったり、早退したりする

「いきなり型」非行の前にあるサインを見逃さない

4.しつけ・子どもの非行



本和加家の場合



万引きはゲームじゃない、 犯罪だ。



「スリルや刺激を求めて」「ゲーム感覚で」「仲間がするから」といった理由で万引きなどの非行をする子どもたちがいます。しかも、その多くは「悪いことをしている」という罪悪感がほとんどありません。

親は「悪いことは悪い」とはっきり言い、万引きや自転車泥棒などはれっきとした「犯罪」であることを子どもにしっかり理解させましょう。

また、子どもが万引きなどをしてしまったときには本気で叱り、子どもとともに迷惑をかけた人にきちんと謝るなど、子どもが心から反省し、二度としない決意をするように促しましょう。

刑法犯少年の補導人員

**9万966人（平成20年、前年比11.9%減）
少年人口千人当たり約12.4人**

資料：「平成21年警察白書」警察庁

万引き、盗みなどの非行を許さない



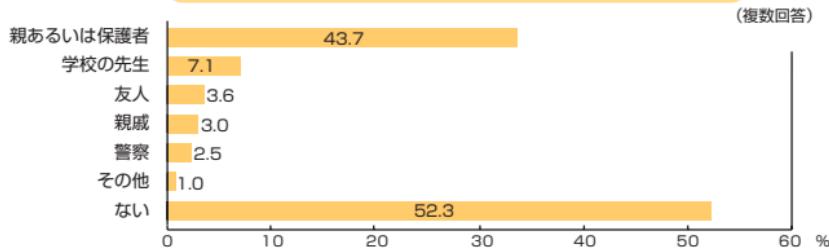
酒・タバコぐらいは大したことではない、と思っていませんか。



からだ
20歳までは、心と身体の成長のために特に大切な時期です。未成年者は急性アルコール中毒になりやすい、未成年でたばこを吸い始めた人は、大人になってからの人よりも肺ガンにかかりやすいなど、子どもの飲酒・喫煙が多くの悪影響を及ぼすことが医学的に明らかになっています。また、飲酒・喫煙は子どもの生活の乱れを招き、薬物乱用などのさらに危険な行動につながる入口でもあります。

親は、子どもの飲酒・喫煙から目を背けたり、大したことないと許したりせず、きちんと注意し、法律で禁止されていること、身体に害があることを、子どもが納得するようによく話し合いましょう。

たばこを吸って注意された経験～誰から注意されたか～



資料：「青少年の酒類・たばこを取得・使用させない取組に関する意識調査」平成20年・内閣府
(注) 20歳未満の喫煙経験者(197人)を対象に調査

子どもの飲酒・喫煙を許さない

「覚せい剤には手を出さない」と、子どもが自分で決めるために。



覚せい剤などの薬物の乱用が子どもたちの間に広がっています。その背景には、薬物が簡単に手に入るようになったことに加え、子どもたちが薬物を「エス」「スピード」と軽く呼んでいたり、「ダイエットに効く」と誤解するなど、薬物の怖さを理解せず、罪悪感が薄くなってきていることなどが挙げられます。

売る側は、都合のいいことしか言いません。親は、薬物は一度使うだけでも犯罪だという毅然とした態度をとることが大事です。そして、薬物はやめられずに依存症になってしまい危険があること、心身そして人生を崩壊させてしまうこと、本人や周囲の人間の苦悩はとても大きいことなどについて、親子で話し合うようにしましょう。

どんな誘惑があっても、親子の信頼関係が子どもを自ら守らせることにつながります。

薬物の危険性を親子で理解する



「援助交際」なんて言葉には だまされない。

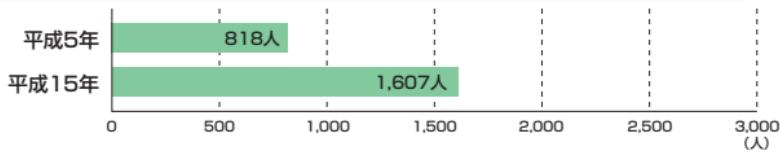


「援助交際」という名の売買春が増えてきています。売春をブランド品の購入などのためのこづかい稼ぎだと割り切る考え方には、毅然として「いけない」と言わなければいけません。

また、行動の背後には、心の問題もあると言われます。学校や家庭に居場所を見つけられない寂しさなどの内面のストレスや葛藤に目を向けていくことも大切です。

子どもに愛情と関心をもち、話を聞きましょう。その際、「援助交際」は売買春であり違法であること、薬物や暴力団などの犯罪に巻き込まれる危険があること、望まない妊娠や性感染症を招くおそれがあること、将来の人生の心の重荷になること、などに気づくように働きかけましょう。

「遊ぶ金欲しさ」の性の逸脱行動で補導・保護された女子少年の人数



資料:「平成15年中における少年の補導及び保護の概況」警察庁

「援助交際」をさせない



ずいぶん厳しく叱られたけど、 今ではそれに感謝しています。



いけないことをいけないことと思わない子どもたちが増えています。

「自分さえ良ければいい」「ルールを守らない」という人は、なかなか人から信頼されないものです。間違った行いは本気で叱り、その場で正すことが本当の愛情です。「自分の子だけ良ければいい」という考え方（自子主義）はやめ、叱るときには何がいけないのか、理由をきちんと伝えましょう。また、気分や感情に流されず一貫性をもって叱ることも大切です。

そして、親自身もルールに反することはしないように気をつけましょう。子どもに信頼され、尊敬される親であり続けるためにも。

間違った行いはしっかり叱る

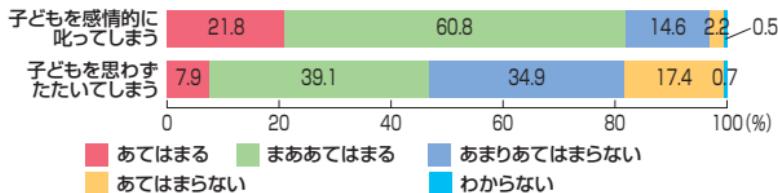
感情にまかせて叱ることと しつけとは違う。

しつけは大切ですが、しつけなくては、という気持ちから、ついたたいてしまい、その行為に歯止めがきかなくなってしまう場合もあります。子育てのイライラやストレスが、子どもへの愛情を忘れさせ、叱るという行動にすりかわっているのではないでしょうか。

上手な叱り方のヒントは、「叱られる側」の子どもの立場にもなって考えること。「そう言われたら子どもはどう感じるだろうか」「子どもはどう受けとめるだろうか」、まずここから考えてみましょう。

子どもの心や身体を傷つけるような叱り方は、教育的な効果がないばかりでなく、児童虐待につながる可能性もあります。

子育てについての実感



(注) 首都圏、地方市部、地方郡部の幼稚園児・保育園児をもつ保護者6,131名
資料:「第3回子育て生活基本調査(幼児版)」(2008年) Benesse教育研究開発センター

「叱られる側」の子どもの立場も考えてみる



子どもを虐待から守るために

●子どもを虐待から守るための5ヶ条

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡 | 〈通告してください〉 |
| ②「しつけのつもり…」は言い訳 | 〈子どもの立場で判断〉 |
| ③ひとりで抱え込まない | 〈あなたにできることから即実行〉 |
| ④親の立場より子どもの立場 | 〈子どもの命が最優先〉 |
| ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる | 〈特別なことではない〉 |

「児童虐待」とは？

- ①身体的虐待（なぐる、けるなどの暴行）
- ②性的虐待（わいせつな行為をしたり、させたりすること）
- ③ネグレクト（子どもの監護を怠ること）
- ④心理的虐待（子どもの心を著しく傷つける言動）

※平成16年の法改正により、次のような行為も児童虐待とされることになりました。

- 保護者以外の同居人による虐待を放置すること（上記③）
- 子どもの目前で配偶者等へ暴力をふるうこと（上記④）

児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成2年度と比較して、平成20年度は約39倍に増加

(H2:1,101件→H20:42,664件) ※厚生労働省調べ

「児童虐待」として寄せられる相談件数が年々増えています。もっとも信頼をしている親からの虐待は、子どもの心に大きな傷を与えます。虐待を受けたと思われる子どもを見つめたときは、すぐに最寄りの福祉事務所や児童相談所等へ連絡（通告）してください。早期発見、早期対応が何よりも大切です。

特別な支援が必要な 子どもがいます



家庭や学校で、「コミュニケーションがうまくいかない」、「いつまでも落ち着きがない」、「漢字が覚えられない」、「社会的なルールがわからない」など、年齢にふさわしくない行動や様子が見られる場合、あるいは、学校嫌いや引きこもりの状態がある場合、L D · A D H D · 高機能自閉症等の発達障害がその理由の一つかもしれません。これらは生まれつきのものであり、子育ての仕方に原因があるわけではありません。

発達や行動について心配があったら、一人で悩まず、できるだけ早く学校や地域の発達相談の窓口に相談してみるとよいでしょう。専門的なアドバイスを受けて、効果的な働きかけをすることによって、その子の困っている状態の改善が期待されます。

なお、国においても、一般国民や教育関係者に対し発達障害について正しい理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害に関する相談窓口や各種教育情報を提供するWEBサイトを設けていますので、ご覧ください。

発達障害教育情報センター ((独) 国立特別支援教育総合研究所)

<http://icedd.nise.go.jp>

発達障害情報センター (厚生労働省)

<http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html>

発達障害の可能性も考えてみる



発達障害とは

ここでは、「発達障害者支援法」で規定された発達障害の主なものについて解説します。

子どもがどのタイプに分類されるかということも大切ですが、その障害の基本的な特性を踏まえた上で、どのように対応することが有益なのかを知ることはもっと大切です。

1. LD（学習障害：Learning Disabilities）

LDとは、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすものです。

その原因としては、脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されています。また、視覚障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

2. ADHD（注意欠陥多動性障害：Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder）

ADHDとは、年齢あるいは発達に対して不釣り合いな注意力と多動性（衝動性）のどちらか、あるいはその両方を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習に支障をきたすものです。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続します。脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

3. 自閉症

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害です。この障害も、脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

また、自閉症の中で知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」といいます。

なお、類似する障害である「アスペルガー症候群」も、他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどの特徴がありますが、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴いません。

※自閉症と特徴が重なり合う障害を総称して「広汎性発達障害」や「自閉症スペクトラム」又は「自閉症スペクタル」と呼ぶこともあります。

幸せとは手に入れるものではなく、すでにこうして生きていることかも。



幸せとは、家族や友人がいて、空気や水があって、地球という星が差し出してくれるものに支えられて生きていること、ともいえます。幸せになるのに必要なのは、当たり前の生活の中すでにある幸せに気づき、感謝し、それを味わうことです。

感謝の気持ちから、ものを大切にしてゴミを減らす、海や山でゴミを捨てない、水や電気を無駄遣いしない、などを小さいころから習慣づけることが大切です。そうした身の回りの小さなことの実践が、環境を大切にする心をはぐくみます。



環境を大切にする心を育てる



だれも一人だけでは 生きられない。



私たちは皆、助けられ支え合って生きています。当たり前のことですが、同年齢の友人や先生や家族に囲まれて生活している子どもには、このことは気づきにくくなっています。休日に、地域の活動やボランティアなどに親子で進んで参加してみましょう。子どもの成長に応じて、自分でできることを見つけ、行動していく機会を与えることは、子どもにとって「自分は社会の一員だ」という意識を高めることにつながります。また、いろいろな大人と一緒に活動することは、将来の進路や生き方を考えていく上でも、社会のルールを知っていく上でも貴重な機会です。

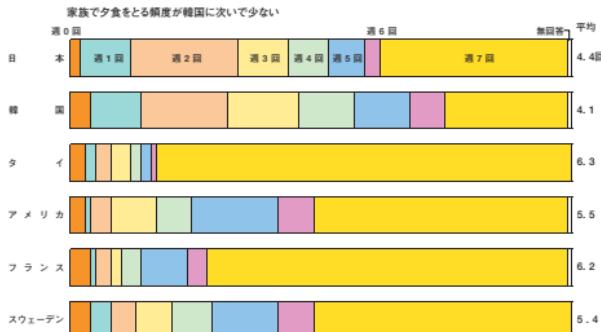
違う考え方や価値観に出会い、我慢したり譲ったり交渉したりする経験の中で、社会性が身につきます。

社会性を身につけさせよう

家庭教育に関する国際比較調査について

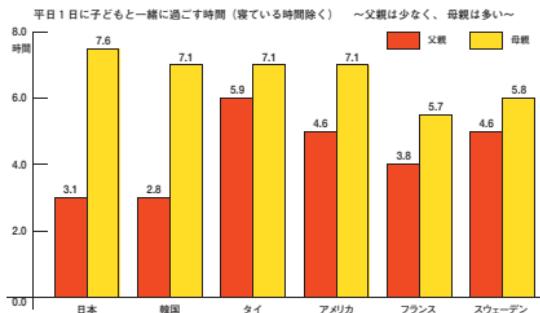
独立行政法人国立女性教育会館では、日本および諸外国の家庭・家族の変化、家庭教育の実態、親の意識等を調査し、現代日本の家庭教育の特色や課題を明らかにするため、平成16年度・17年度に「家庭教育に関する国際比較調査」を行いました。

(対象国:日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデン)

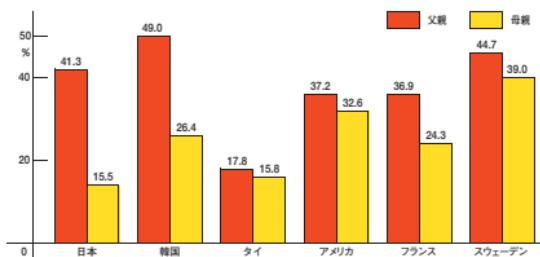


(注)12歳以下の子どもと同居している親、あるいはそれに相当する人、各國約1,000人を対象に調査

資料:「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」国立女性教育会館



子育て上の悩みや問題点 ~「子どもと接する時間が短い」と悩んでいる親の割合~



(注)12歳以下の子どもと同居している親、あるいはそれに相当する人を対象に調査

資料:「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」国立女性教育会館